



丸亀市
MARUGAME CITY

議会だより

No. 3

発行日 2005年(平成17年)11月1日
発行 丸亀市議会
編集 議会だより編集委員会
TEL (24) 8828
市ホームページ
<http://www.city.marugame.kagawa.jp/>



9月定例会 9月1日~21日

主な内容

- 本会議のあらまし……………2
- 一般・各特別会計決算・水道事業会計決算……………2
- 質疑……………3~4
- 一般質問……………5~10
- 決議・意見書……………8~9
- 陳情結果……………10
- 委員会審査状況……………11
- 審議した議案とその結果……………12

9月定例会

法令遵守推進条例制定ほか 原案のとおり可決

本会議の あらまし

九月定例会は九月一日から二十一日までの二十一日間の会期で開かれました。

初日には、まず、平成十六年度の決算認定議案九件が上程され、一般会計及び各特別会計（委員十一名）、水道事業会計（委員九名）の決算特別委員会を設置し閉会中も継続して審査することになりました。

続いて、議案第四十号から議案第四十二号まで及び議員提出の「丸亀市非核平和都市宣言に関する決議（案）」を審議し、議案第四十一号については反対・賛成の討論もありましたが、いずれも原案を可決しました。最後に議案第四十三号から議案第六十五号までを一括議題と

し、市長から提案理由の説明がありました。

五日には議案第四十三号から議案第六十五号に対し、五名の議員が質疑を行いました。

六日・八日・九日には一般質問があり、十二名の議員が市政全般について質問しました。

議案の細部にわたる委員会審査は十二日に都市経済、教育民生、十三日に生活環境、総務と

順次その所管事項に基づいて行われました。

最終日の二十一日には、付託議案の委員会審査結果について、各委員長からいずれも原案承認の報告がありました。

一名の議員が反対討論を行い、起立採決の結果、賛成多数でいずれも原案を可決しました。

9月定例会で一般質問の答弁をする市長

最後に、議員提出議案の「耐震化促進を求める意見書（案）」を可決し、政府関係機関と国会へ送付することになりました。

以上で、今期定例会は閉会しました。



決算

一般・各特別会計決算 水道事業会計決算

決算特別委員会を設置し、閉会中の継続審査に

審査結果は、十二月定例会で委員長から報告されます。

なお、各決算委員会の委員には次の議員が選ばれました。

（○委員長 ○副委員長）

一般会計及び各特別会計 決算特別委員会

- 横田 隼人 三宅 真弓
- 岩崎 勲 尾崎淳一郎
- 松永 恭二 内田 俊英

水道事業会計 決算特別委員会

- 小鹿 一司 山本 直久
- 引田 忠温 松浦 正武
- 多田 光広 杉尾 眞澄
- 小橋 清信 倉本 清一
- 高田 重明

議会豆知識②

●継続審査

本会議で審議される議案等は、当該会期中に限り審議の対象となる。しかし、審議案件の中には、案件自体の性質、背景となつている事情の変更等会期中に結論を出すことができない、または会期延長し

てまで結論を出す緊急性がない場合がある。

このような場合、審議を付託された委員会が閉会中や次の本会議でも審査できると、委員会の申し出に基づき本会議において「閉会中の継続審査に付する」議決を行う。

閉会中の継続審査期間は、必ずしも次の会期までとは限らないが、期限をつけない限り、次の会期までとなる。

質疑

質問者・項目

横川重行

①市民会館条例の一部改正②保健福祉センター設置条例の一部改正

高田重明

①一般会計補正予算（合併振興基金）②介護保険特別会計補正予算③公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の制定④保健福祉センター設置条例の一部改正

高橋 等

①公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の制定②一般会計補正予算（指定管理者選定委員会委員謝礼、飯山南幼稚園園舎増築事業費）

三木まり

①一般会計補正予算（桜谷聖苑法面補強防災事業費）②公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の制定

倉本清一

①一般会計補正予算（指定管理者選定委員会委員謝礼、合併振興基金、飯山南幼稚園園舎増築事業費）②法令遵守推進条例の制定③自治基本条例策定委員会④人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定

飯山南幼稚園の整備について

高橋議員 児童数の増加により飯山南幼稚園園舎増築事業費が計上されているが、旧飯山町では、飯山南幼稚園整備基本構想が策定され、合併後の最重要課題として新築移転することになっていた。地元では、今回園舎

を増築すると、新築移転工事が先延ばしになるのではないかと危惧する声がでている。この新築移転構想との整合性を伺いたい。また園舎増築事業の概要について伺いたい。
教育部長 合併協議会では、新市建設計画に基づき、財政計画を踏まえ主要事業に取り組みられるものと見解を示している。飯山南幼稚園の新築移転は重要な

事業と認識しているが、学校施設整備については、老朽化している校舎の改築、児童・生徒の安全性確保のための耐震補強等、急を要する事業が山積している。このため、新しく策定する丸亀市総合計画や学校施設整備計画の中で、各施設整備の必要性や緊急性、財政面を考慮しながら優先順位をつけ検討したい。
平成十八年度に入園予定の四歳児が急増し、保育室が不足するための増築で、構造は、軽量鉄骨造平屋建て、六十六・二平方メートルの保育室一室である。場所は、小学校とも協議して、体育の授業等の影響が最小限となるよう配慮し、運動場の南東隅を予定している。新耐震基準をクリアした園児にとって安全で快適な施設として整備する。

指定管理者制度 兼業禁止規定を

三木議員 指定管理者制度は、市が地方分権をどうとらえ、住民の福祉、公共サービスをどう考えていくのか、そのために自治体として果たす役割、責任、これを明確化していくことが問われる制度と考える。丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例には、事業報告書の議会への報告義務の記載がない。また兼業禁止規定も適用されていない。腐敗や不正の温床になることも危惧されることから、条例に明文化する必要があると思うが考えを伺いたい。
企画財政部長 指定管理者制度



ゆとりのある教育環境の整備を

における議会の関与については、議決事項として条例の制定や指定管理者の指定が法で規定されている。また、指定管理者の指定の取り消しについても、公の施設の管理のあり方にかかわる重要な事項であることから、指定を取り消す前には議会へ報告したい。また指定管理者による管理は、地方公共団体からの管理権限を指定管理者に委任することにより、地方公共団体にかわって管理を行うもので、請負にはあたらす、地方自治法上の兼業禁止規定は適用されないと考えている。したがって、指定管理者の公募に参入しようとする団体に議員や特別職の職員が名前を連ねていても法的には差し支えないといった解釈がされている。

指定管理者制度 導入の考え方は

横川議員 丸亀市民会館は築後三十六年経過し、維持管理費は増加傾向にある。施設や備品の修理、買い替えの負担基準、また火災や自然災害で損害を被った場合、指定管理者の瑕疵によるものと不可抗力によるものとの理由により負担割合等について



指定管理者を11月7日まで募集します

て、どのように考えるのか。

今回なぜ市民会館は指定管理者制度を適用したのか。また綾歌総合文化会館はなぜ直営なのか併せて伺いたい。

文化部長 施設の損傷リスクについては、市と指定管理者との間で十分協議しながら慎重に検討したい。

市民会館は、次の四点について総合的に検討し指定管理者制度の導入とした。

一点目は、施設の管理運営状況、利用状況、施設の特性などの検討。

二点目は、施設の利用の公平性、平等性など行政でなければならぬか。

三点目は、同様類似サービスを提供する民間業者が存在するかどうか。

四点目は、制度導入により経費節減が図れる可能性があるかどうか。

一方、綾歌総合文化会館は市民会館と同一視点から検討を行うとともに、施設の利用形態や施設整備及び職員体制など総合的に判断し、環境整備が整っていないことから今回は導入しない。しかし、制度導入により住民サービスの向上と経費削減が図れるよう、早急に環境整備を整えたい。

指定管理者制度 労働条件の保障を

高田議員 二〇〇三年の法改正により指定管理者制度ができ、これまで直営が公共的団体に限定されていた公共施設の管理運

営を、株式会社など民間企業に任せることができるようになった。しかし、公共施設は税金で建てた市民の暮らしを支える共同の財産であり、施設の公共性や機能を低下させないため、市が条例等でルールを定め、責任を持って運用することが大切である。指定管理者が経営不安と収益性のため、正規職員を減らし、パートや派遣労働など非正規職員で賄うことになりかねないと考え、指定管理者のもとで働く人たちは身分が不安定で、劣悪な条件で働かされる可能性があるようにすべきである。そこで、自分の保障や賃金等の労働条件を、丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例中の市と指定管理者との協定事項に明記し、議会の議決事項として条例、要綱等で定める考えがあるか伺いたい。

企画財政部長 指定管理者は独立した組織として活動している



伝統工芸品「丸亀うちわ」の製作工程が見られます

団体で、組織内の労働条件については、労働基準法など労働関係法規に基づき、組織内の経営方針により定められる。そのため条例事項として定めるべきものではないと考える。

法令遵守推進条例 制定について

倉本議員 丸亀市法令遵守推進条例は、公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講じることにより、公務に対する市民の信頼を確保し、市民とともに公平公正かつ民主的な市政の運営に資することが基本的目的

であるが、本当の意味の意図は何であるか伺いたい。
そして市民への周知や職員に対する徹底はどのようにするのか伺いたい。また不当要求行為者に対する罰則について併せて伺いたい。

総務部長 地方公共団体などの行政機関に対する行政介入暴力行為が増加傾向にある社会情勢の中、行政運営が市民に対し公平かつ公正なものでなければならぬことを基本理念に、その基礎となる法令遵守の精神を常に追求し、市政の透明性の向上及び市民の信頼確保を目指し、また公平公正な職務の遂行を損なうおそれのある不当要求等に対し、組織で統一に対応する趣旨である。

また市の広報やホームページを通じて広く市民に周知するとともに、職員には、運用マニュアルなどを作成し、十分に機能するよう周知徹底したい。
不当要求行為等に対しては、文書警告を初め、刑法等の法律違反行為があれば当然警察に通報し、必要な処置をする。これらについては、法令遵守委員会の意見に基づき、対象者の氏名や事例の内容を公表する場合があります。